

従業員が解雇等で離職する場合の届出について

一定期間内に相当数の離職者が発生する場合には、法律に基づき事業所の所在地を管轄するハローワークに届出を行う必要があります。

再就職援助計画

(根拠法令：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第24条)

経済的事情による事業規模の縮小等により、1か月間に30人以上の離職者の発生が見込まれる場合

必要な届出

再就職援助計画は最初の離職者が生じる1か月前までに、雇用保険適用事業所の管轄ハローワークへ提出

※「経済的事情による事業規模の縮小等」とは

国内外の競争の激化、需要構造の変化、為替相場の変動、国内経済の状況等の事情により・・・

- 事業活動の縮小で事業の全部又は一部を休止する場合（事業活動の縮小）
- 事業の全部の廃止又は相当部分の縮小により事業の転換を行う場合（事業の転換）
- 事業に係る施設又は設備の全部又は一部の廃棄又は譲渡等を行う場合（事業規模の縮小） など

※天変地異や例年繰り返される季節的変動による場合、単なる経費削減の場合等は含みません。

⇒経済的事情を伴わない離職の場合は【大量離職届】へ

※1か月の離職者が30人未満の場合も任意で作成することができます。

★「再就職援助計画」の内容

離職する従業員の再就職活動に対して、事業主が行うべき援助が有効かつ計画的なものとなるよう事業主自身に作成していただくものです。

具体例として・・・

- ・取引先企業や関係企業への就職あっせん
- ・取引先企業、ハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センター等の求人情報提供
- ・求職活動や教育訓練受講のための有給休暇の付与
- ・再就職に係る支援の職業紹介事業者への委託 など

◆**提出書類**：①再就職援助計画（様式第1号）

②事業規模の縮小等に関する資料（別紙1）

③計画対象労働者に関する一覧（別紙2）

大量離職届

(根拠法令：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第27条)

※再就職援助計画に
含まれる離職者は
届出不要

1 か月間に30人以上の離職者の
発生が見込まれる場合

必要な届出

大量離職届は最後の離職者が生じる
1 か月前までに、雇用保険適用事業
所の管轄ハローワークへ提出

※対象離職者・・・

- ・解雇、勧奨等による事業主都合の離職者
- ・定年、雇用期間満了による離職者（6か月以内の雇用期間満了者は除く） ほか

多数離職届

(根拠法令：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第16条)

※再就職援助計画・大量離職届に
含まれる離職者は届出不要

45歳以上70歳未満の労働者が
1 か月間に5人以上となる場合

必要な届出

多数離職届は最後の離職者が生じる
1 か月前までに、雇用保険適用事業
所の管轄ハローワークへ提出

※対象離職者・・・

- ・解雇、その他事業主都合の離職者
- ・継続雇用制度の上限年齢に達したことによる離職者（65歳以上）

障害者解雇届

(根拠法令：障害者雇用促進法第81条)

障害者を雇用する場合

必要な届出

障害者解雇届は1名以上の障害者が離職する
場合に、障害者が雇用されている事業所を管
轄するハローワークへ提出

※対象離職者・・・障害者で、解雇・勧奨等による事業主都合の離職者

【提出方法】

メールで提出ができます。1301saishushokuenjo@mhlw.go.jp 宛にお送りください。

(R0804飯田橋)